

様式第2号（第5条関係）

第2次熊本市都市マスタープラン（地域別構想）（素案）に関する
パブリックコメントの結果について

平成30年8月13日

都市建設局都市政策部都市政策課

第2次熊本市都市マスタープラン（地域別構想）（素案）について、市民の皆様からご意見を募集したところ、下記のようなご意見をいただきました。ありがとうございました。なお、公表にあたりましては、取りまとめの都合上、ご意見を案件ごとに集約させていただきました。

記

- | | | |
|---|--------|-----------------------------------|
| 1 | 意見募集期間 | 平成 30 年 6 月 25 日～平成 30 年 7 月 25 日 |
|---|--------|-----------------------------------|
 - | | | |
|---|------------|------------------|
| 2 | 意見募集結果の公表日 | 平成 30 年 8 月 13 日 |
|---|------------|------------------|
 - | | | |
|---|----------|--|
| 3 | ご意見の提出状況 | ご意見を提出された方の人数 3 名
ご意見の件数（まとめごと） 13 件 |
|---|----------|--|
 - | | | |
|---|------------------------|----------|
| 4 | 提出されたご意見と、それに対する本市の考え方 | 別紙記載のとおり |
|---|------------------------|----------|
- ※いただいたご意見は、趣旨を要約させていただいております。また、同内容のご意見は一項目として取りまとめさせていただきました。

(内訳)

【対応1（補足修正）】

ご意見を踏まえて素案を補足修正または追加記載したもの 7 件

【対応2（既記載）】

既にご意見の趣旨、考え方を盛り込んでいる、あるいは同種の記載をしているもの 1 件

【対応3（説明・理解）】

市としての考えを説明し、ご理解いただくもの 5 件

【対応4（事業参考）】

素案には盛り込めないが、事業実施段階で考慮すべき事
として今後の参考とするもの 〇件

【対応5（その他）】

素案に対する意見ではないが、意見として伺ったもの 〇件

5 意見募集結果資料の入手方法

熊本市ホームページに掲載しており、また、都市政策課、情報公開窓口、区役所（中央区役所を除く。）、まちづくりセンター（中央区まちづくりセンターを除く。）、中央区まちづくりセンター大江交流室、中央区まちづくりセンター五福交流室、河内まちづくりセンター芳野分室、河内まちづくりセンター河内交流室、総合保健福祉センター（ウェルパルクまもと）及び各地域コミュニティセンターでも閲覧できます。

お問い合わせ先

お問合せ先

熊本市都市建設局都市政策部都市政策課

計画班 担当：谷川

電話番号 096-328-2502

提出されたご意見とそれに対する本市の考え方

番号	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
1	1章 地域別構想の役割・構成	○作成にあたっては「区の広域的な役割」「区相互の連携」を考慮する必要がある。	○第2次熊本市都市マスタープラン（地域別構想）においては、「区の広域的な役割」として、「3章 各区における都市づくり ①各区（1）各区の特性と現況 1）各区の現況・特性・役割」（P41等）に各区の役割を記載しております。 また、「区相互の連携」として、「2章 多核連携都市づくりに向けた方針 ⑥多核連携都市づくりに向けた方針 【各地域拠点の都市機能及び公共交通等による拠点空間形成に関する方針】」（P34）に、ある地域拠点で不足する都市機能を、どこの地域拠点が補うことになるのか（拠点相互の連携）について示しており、区をまたがる地域拠点間どうしの連携について記載しております。	対応2（既記載）
2	2章 多核連携都市づくりに向けた基本方針	○このマスタープランには、「誰もが輝く都市をつくる」との記載があるが、どのように輝くのか見えない。全ての人々が光り輝くのは難しい。その輝きを保つための内容を今から掘り下げていくのか？ ○『多核連携都市』について、「多核」とは何なのか？多種みだいな表現か？はたして、利便性の高い地域に住民を集めるのが「輝く」と繋がるのか疑問である。	○熊本市都市マスタープランは、今後の熊本市の都市計画の長期的な方向性を示すものであり、将来の人口減少・超高齢社会に備え、『豊かな水と緑、多様な都市サービスが支える活力ある多核連携都市』を都市の将来像として掲げております。また、副題として『恵まれた自然や歴史・文化と機能性の高い都市空間が調和し、生活圏が連携することで、誰もが輝く都市をつくる』としており、この大きな方向性に基づき、各種施策を位置付けています。 なお、今回の見直しは、熊本地震で発生した様々な課題を踏まえ、災害にも強い多核連携都市の実現に向けて、防災・減災面での見直しを行っています。 ○『多核連携都市』とは、中心市街地と地域拠点を都市の核とし、そこに日常生活に必要な医療・商業等の日常生活サービス機能を維持・確保することで、地域拠点を核とした複数の地域生活圏の形成を図り、これらが利便性の高い公共交通で結ばれた、持続可能で誰もが移動しやすく暮らしやすい都市です。 このことから「多核」とは、中心市街地と地域拠点の事を指しています。また、利便性の高い地域に全ての住民を集めるのではなく、人口減少化においても、地域拠点や利便性の高い公共交通軸沿線に一定の人口密度を維持することで、日常生活サービス機能や公共交通の利用者を確保し、これらの持続性を確保することで、市民の暮らしやすさを維持するものです。	対応3（説明・理解）
3		○「誰もが気軽に歩いて暮らせる」との記載があるが、歩けない人はどうするのか？	○「誰もが気軽に歩いて暮らせる」の記載については、「誰もが移動しやすく暮らしやすい」という表現に修正を行いました。（別紙『修正箇所一覧①』参照）	対応1（補足修正）
4	3章 各区における都市づくり	○各区の特性と現況【各区共通】 「人口動向」及び「高齢化率」において、文章と図表の数値内容が整合していない。	○ご意見を踏まえ、文言の修正を行いました。（別紙『修正箇所一覧②』参照）	対応1（補足修正）
5		○1）土地利用【中央区】 「老朽家屋の更新や古民家の活用」と記載されているが、 ・「老朽家屋の更新」とは具体的に何か分かりづらい。 ・「古民家」の定義が分からない。	○ご意見を踏まえ、「中心市街地内では、中高層住宅の供給促進だけでなく、空き家の流通促進などにより、居住の誘導を図ります。」に文言の修正を行いました。（別紙『修正箇所一覧③』参照）	対応1（補足修正）
6		○7）都市防災【中央区】 「家屋が密集し、道路が狭隘な市街地では、緊急車両が通れる空間の確保に努めるとともに、公共空地等を設け延焼遮断空間の形成を図ります。」と記載されているが、緊急車両が通れる空間確保のための具体策を記載すべき。	○ご意見を踏まえ、緊急車両が通れる空間確保のための具体策として「建築物の耐震対策や危険なブロック塀撤去後の生垣化を促進」を追記しました。（別紙『修正箇所一覧④』参照）	対応1（補足修正）

7		○7) 都市防災【各区共通】 ②災害時でも機能する拠点の整備 【中心市街地・地域拠点】 「構造躯体の耐震対策、非構造部材（天井、建具等）の損傷・移動対策、陳列棚転倒対策等」と記載してあるが、耐震対策の主なものは、天井や外壁の脱落防止、窓ガラスの破損や家具等の転倒防止であると考える。	○中心市街地や地域拠点内には多くの医療・商業等の日常生活サービス機能が立地しておりますが、これらが災害時でも機能することが必要であると考えております。そのため、これらの施設において、特に必要な対策について記載しております。	対応3（説明・理解）
8	3章 各区における都市づくり	○7) 都市防災【各区共通】 「応急仮設住宅の建設にあたっては、市民のニーズに配慮した施設整備に努めます。」と記載してあるが、市民ニーズより被災者の状況に配慮すべきではないか。	○ご意見を踏まえ、「応急仮設住宅の建設にあたっては、子育て世帯や高齢者、障がい者等の被災者のニーズに配慮した施設整備に努めます。」に文言の修正を行いました。（別紙『修正箇所一覧⑤』参照）	対応1（補足修正）
9		○7) 都市防災【各区共通】 熊本地震時において数多く活用された「借上型仮設住宅」について、記載すべき。	○ご意見を踏まえ、各区の都市防災に以下のとおり文言を追記しました。（別紙『修正箇所一覧⑥』参照） 「災害発生直後から、民間賃貸住宅の借上げによる借上型仮設住宅の提供が円滑にできるよう、平時から不動産関係団体等との連携を図ります。」	対応1（補足修正）
10		OP156 に効果的な計画管理として「PDCA」があるが、一方的でフィードバックがない。線の引き方、あり方に検討が必要だと思います。	○「PDCA」とは、PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のことであり、計画段階や事業化段階などの適切な段階において、柔軟に見直しを行ってまいります。	対応3（説明・理解）
11	5章 今後の進め方	OP157 の市民の役割に「市民協働」と記載があるが、ここでは市民が行政のいいなりでなく“自主”としてのコンセプトが含まれていない。「市民自ら」との表現ではおかしいか？	○長期的な都市づくりにおいては、市民等（市民、地域団体、NPO、事業者など）と行政が、それぞれの役割と責任を明確にして、取り組む必要があると考えております。そのため、市民と「協働（同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い、協力すること：熊本市自治基本条例第2条第5号より）」による都市づくりを推進してまいります。	対応3（説明・理解）
12		○「市民協働による都市づくりの推進」の項目で、行政と地域間の連携及び、地域内での連携については記載があったが、別地域間の連携（災害時における各地域の行動シミュレーション等）も行政側が間を取り持つ形でやれるのではないかなと思う。	○「3章 各区における都市づくり II 分野別取り組み 7) 都市防災」(P59)に記載のとおり、大規模災害発生時においては、発災直後の数日間は避難所開設・運営における行政の支援に限界があることから、小学校校区ごとに「校区防災連絡会」及び「避難所運営委員会」を設立し、防災訓練を支援するなど、地域が自主的に災害に対応できる体制づくりを推進するとしておりますが、ご意見を踏まえ、「各地域の取り組み事例等を紹介するなど、地域間の連携も図ります」を追記しました。（別紙『修正箇所一覧⑦』参照）	対応1（補足修正）
13	その他	○原本の経過を見て、やっとそうなんだと分かったが、市民へパブリックコメントを求める上で、具体性に欠けると思う。	○市民へパブリックコメントを求める上で、事前に各区で住民説明会を開催し、内容の説明を行っております。今後も市民へ内容が伝わるように、適宜改善に努めてまいります。	対応3（説明・理解）